第三十九条の三十九第一項中「、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「、当該連結事業年度の」に、「のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「のうち」に、「第十七項第一号及び第五号」を「第二十六項第一号及び第六号」に、「第二十七条の四第十八項第一号及び第六号」を「第二十七条の四第二十七項第一号及び第七号」に、「第十七項第二号及び第七号」を「第二十六項第二号、第三号、第八号及び第九号」に改め、同条第二十七項第一号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（法第六十八条の九第一項」を「試験研究費の額（法第六十八条の九第八項第一号」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第八項第八号」を「同条第八項第八号」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第七項」を「同条第七項」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同号」を「同号」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「個別増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「(2)に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該個別増減試験研究費割合」を「百分の九・四から個別増減試験研究費割合（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額から法第六十八条の九第八項第四号に規定する比較試験研究費の額（以下この項において「比較試験研究費の額」という。）を減算した金額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「割合とし」の下に「、当該減算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とし」を加え、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同項第二号中「第六十八条の九第三項第一号の規定により読み替えられた同条第一項」を「第六十八条の九第二項第一号に掲げる連結事業年度において同項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号イ(1)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「場合　百分の九・九」を「場合　(3)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五」に、「〇・三」を「〇・三五」に改め、同号イ(2)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「場合　百分の九・九」を「場合(3)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同項第三号中「第六十八条の九第三項第二号の規定により読み替えられた同条第一項」を「第六十八条の九第二項第二号に掲げる連結事業年度において同項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から」を「試験研究費の額から」に改め、同号イ(1)中「百分の八」を「百分の九・四」に改め、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「場合　百分の九・九」を「場合（(5)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五」に、「〇・三」を「〇・三五」に改め、同号イ(2)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「(1)に」を「(1)及び(5)に」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「〇・三」を「〇・三五」に改め、同号イ(3)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「場合　百分の九・九」を「場合（(5)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号イ(4)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「(3)に」を「(3)及び(5)に」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同項第四号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第五号中「の規定により読み替えられた同条第四項」を「に掲げる連結事業年度において同項」に、「場合（第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項」を「場合　同条第四項」に改め、同号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号イ(1)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「場合（(5)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号イ(2)中「百分の八」を「百分の九・四」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同項第五号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第七号中「第六十八条の九第六項第二号の規定により読み替えられた同条第四項」を「第六十八条の九第五項第三号に掲げる連結事業年度において同項」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同号イ中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号イ(1)中「百分の八」を「百分の九・四」に改め、「場合」の下に「(当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合を除く。）」を加え、「〇・三」を「〇・三五」に改め、同号イ(2)中「百分の八」を「百分の九・四」に改め、「掲げる場合」の下に「及び当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合」を加え、「〇・三」を「〇・三五」に改め、同項第八号イ(1)中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第十七項第一号及び第六号」を「第二十七条の四第二十六項第一号及び第六号」に、「第二十七条の四第十八項第一号及び第六号」を「第二十七条の四第二十七項第一号及び第七号」に改め、同号ロ(1)中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第十七項第一号及び第六号」を「第二十七条の四第二十六項第一号及び第七号」に改め、同号ロ(2)中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第六項から第九項まで、第十三項から第十四項まで」を「第七項から第十項まで、第十三項から第十七項まで、第二十二項、第二十三項及び第二十八項から第三十項まで」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第二十一項の現物分配」を「第二十九項各号の合併等（現物分配に限る。）」に、「納税地」を「当該連結親法人がその納税地」に、「第二十七条の四第二十六項」を「第二十七条の四第三十二項」に、「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十三項中「。以下この項及び次項」を「。以下この項」に、「第二十項」を「第二十八項」に、「及び次項において「分割等」を「において「分割等」に、「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第三十一項」に、「方法」を「方法を含む。）」に、「に係る売上金額を移転事業（その分割等により分割承継法人等に移転する事業をいう。）に係る売上金額（以下この項及び次項において「移転売上金額」という。）と当該」を「の売上金額を移転売上金額と」に、「に係る売上金額は」を「の売上金額は、前項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、同号イ中「適用年度に」を「分割等で適用年度に」に、「分割等に」を「ものに」に、「に係る移転売上金額」を「の移転売上金額」に改め、同号ロ中「売上調整年度において行われた分割等」を「分割等で売上調整年度において行われたもの」に、「に係る移転売上金額」を「の移転売上金額」に改め、同項第二号中「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、同号イ中「適用年度において行われた分割等」を「分割等で適用年度において行われたもの」に、「月別移転売上金額」を「第十七項に規定する月別移転売上金額（ロにおいて「月別移転売上金額」という。）」に改め、同号ロ中「売上調整年度において行われた分割等」を「分割等で売上調整年度において行われたもの」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十一項中「に係る売上金額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の同条第八項第九号に規定する売上金額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の法第四十二条の四第八項第十一号に規定する売上金額）をいう。以下第二十三項までにおいて同じ。）」を「の売上金額」に改め、同項第一号中「適用年度に」を「合併等で適用年度に」に、「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（に、「である場合には当該」を「に該当する現物分配にあつては、当該」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「第六項第一号」を「第七項第一号」に、「第二十三項第二号」を「次項第二号」に、「第二十七条の四第六項」を「第二十七条の四第七項」に、「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、「及び次項」及び「当該合併等が」を削り、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては」に改め、同項第二号中「売上調整年度に」を「合併等で売上調整年度に」に、「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「（同号に規定する売上金額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「第二十三項」を「第三十項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当しない場合には、法第四十二条の四第八項第十一号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項を削り、同条第十八項第一号中「第二十七条の四第十八項第一号、第六号及び第十二号」を「第二十七条の四第二十七項第一号、第七号及び第十四号」に、「第六十八条の九第一項」を「第六十八条の九第八項第一号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第四号」に、「第五号から第八号まで」を「第